

## 専門家耐震診断(無料)とは?

専門家耐震診断では、お住まいの町の役場から委託を受けた耐震診断員(建築士)が、後日日程調整の上、現地調査を行い、耐震診断結果をお渡します。

### ●耐震診断員は?

県の耐震診断員養成講習会を受講した主に地元の建築士さんです。県の登録証を携帯しています。

### ●派遣されるのはいつ?

本調査票を提出していただいた後、耐震診断員から現地調査を行うため、日程調整の連絡を致します。

### ●準備すること・ものは?

現地調査の立会い(1~2時間程度)が必要です。また、既存図面をなるべく用意し、天井裏点検口など速やかに点検できるようにしていただきます。

### ●簡易自己診断とどう違うの?

基本的な診断項目は変わりませんが、現地を専門家が実地に調査し、また地震による建物のねじれの度合い(偏心)等について、計算により詳細に判定を行い、所見と共に診断報告書を作成します。

**[注意事項]** 昭和56年6月1日以降に増築をされている場合、後日役場からその状況について確認を行うことがあります。その状況によっては専門家耐震診断の対象外となることがあります。

### ■専門家耐震診断の流れ

本調査票を役場に提出

役場から確認を要する事項について電話等にて確認

耐震診断員から電話にて現地調査の日程調整

現地調査・立会い  
既存図面を用意し、天井裏点検口などを点検しやすいように準備

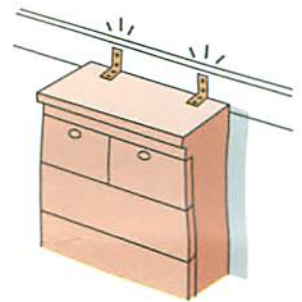
後日診断結果を手渡し  
一般的な補強アドバイス

### 一言コラム

#### 住まいの地震対策—家族を守るため、まずこれだけは!

##### 家具の転倒防止対策

住宅の耐震改修、補強は確かに費用もかかりますが、家具の転倒防止は防止金具等がホームセンター等で安価に手に入り、ご自身で設置可能です。家具の下敷きにならないためにも、まず行いましょう。



メモ

専門家耐震診断を希望する所有者の方は、氏名等を記入し、下の役場担当課に提出して下さい。

専門家耐震診断申請書	住宅所有者 氏名	住所・連絡先	住宅の建築(着工)年月
		(〒 - )	電話番号( ) -
	住宅の居住関係(○付け)	貸家の場合のみ記入	
	・自己居住 ・貸家 (空家は対象外です)	貸家の所在地 (アパート等の場合 名称 ) 居住者の同意(○付け) ・あり ・なし (ありに○が前提です)	

### ◆問い合わせ・診断票提出先

蟹江町役場 まちづくり推進課 担当電話(05679) 5-1111(内線422)